

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額
を定める規則新旧対照表

現 行			改 正 案		
寒川町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年寒川町条例第26号) 第9条の2 第1項の規則で定める金額は、次の表の左 欄に掲げる介護を要する状態の区分に応 じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日 の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げ る金額とする。			寒川町消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年寒川町条例第26号) 第9条の2 第1項の規則で定める金額は、次の表の左 欄に掲げる介護を要する状態の区分に応 じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日 の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げ る金額とする。		
介 護 を 要 す る 状 態 の 区 分	介 護を受けた 日の 区分	金 額	介 護 を 要 す る 状 態 の 区 分	介 護を受けた 日の 区分	金 額
常 時 介 護 を 要 す る 状 態	(略)		常 時 介 護 を 要 す る 状 態	(略)	
	2 一の月に親 族又はこれ に準ずる者 による介護 を受けた日 があるとき (その月に 介護に要す る費用を支 出して介護 を受けた日 がある場合 にあつて は、当該介 護に要する 費用として 支出された 額が <u>85,490</u> 円以下であ るときに限 る。)	月額 <u>85,490円</u> (新たに介護 補償を支給す べき事由が生 じた月にあつ ては、介護に 要する費用と して支出され た額)		2 一の月に親 族又はこれ に準ずる者 による介護 を受けた日 があるとき (その月に 介護に要す る費用を支 出して介護 を受けた日 がある場合 にあつて は、当該介 護に要する 費用として 支出された 額が <u>90,790</u> 円以下であ るときに限 る。)	月額 <u>90,790円</u> (新たに介護 補償を支給す べき事由が生 じた月にあつ ては、介護に 要する費用と して支出され た額)

随 時 介 護 を 要 す る 状 態	(略)		随 時 介 護 を 要 す る 状 態	(略)	
	2	一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700 円</u> 以下であるときに限る。）		2	一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>45,400 円</u> 以下であるときに限る。）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。